

資料9 県立高等学校の通学区域

1 本県の県立高等学校の通学区域

(1) 規則の制定及び規則改正の経緯

① 昭和 26 年

- 昭和 23 年の新制高等学校発足に伴い、国の法令に基づいて「通学区域に関する規則」を制定。普通科に適用。
- 県内を 10 学区に分割。全ての学区に 1 校を置く「小学区」制でスタート。

② 昭和 47 年

- 「佐賀県立高等学校教育整備振興協議会」設置 (S47.11.2)。この中で、通学区域に関する事項を協議。

③ 昭和 49 年

- 「佐賀県立高等学校教育整備振興協議会」からの答申 (S49.10.22)。
- 通学区域については、ある程度拡大する方向で答申。

④ 昭和 56 年

- 高等学校の分離、増設等により 4 つの学区が「中学区」へ移行。
- 学区の地区割りはほとんど変更されていないが、通学の利便等から、隣接学区への志願を認める「免除地区」(「規則第 5 条第 1 項第 3 号 (第 4 条に規定する事由を証明するに足る書類) の書類を免除する地区」) が設けられている。これは、「通学区域に関する規則」の中に示されたものではなく、「佐賀県立高等学校入学者選抜実施上の留意事項」に掲載されている。

⑤ 昭和 57 年

- 「通学区域に関する規則」の全面改正。昭和 58 年度入試より適用。
- 現行の 4 学区に改正。
- 当分の間、隣接学区からの入学枠 (7%) を設定。
- 当分の間、千代田町、多久市、離島 (向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島) について調整措置を設定。

平成 13 年

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 (平成 14 年 1 月 11 月施行)

- 地方分権の推進を図るため、「都道府県教委は通学区域を定める」という規定 (第 50 条) を削除し、通学区域の設定について、これを設定するか否か、また、どのように設定するかについて、当該高校を所管する教育委員会の判断に委ねることとした。

⑥ 平成 14 年

- 「佐賀県立高等学校再編整備審議会」答申 (平成 14 年 2 月)
- 「通学区域に関する規則」の一部改正 (H14.7.22 定例教育委員会に付議)
- 隣接学区からの入学枠を 20% に拡大。

- 運動部推進指定校推薦入学の学区を県全域とする。
- ⑦ 平成 17 年
 - 「通学区域に関する規則」の一部改正（H17.7.6 定例教育委員会に付議）
 - 三瀬村が佐賀市に合併されたことに伴い、従来の東部学区から中部学区になったため、附則第 4 項に三瀬村の区域を追加。
- ⑧ 平成 23 年
 - 「通学区域に関する規則」の一部改正（H23.4.20 定例教育委員会に付議）
 - 学区外の志願は、隣接学区に限って可能であったが、平成 24 年度入学生より学区にかかわらずすべての高校を志願できるとした。ただし、所属学区以外からの入学については、募集人員の 20%以内。

(2) 平成 23 年度県立高等学校の学区と配置（() の数字は募集学級数である。）



2 各都道府県の通学区域

(1) 各都道府県の状況

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第50条削除（平成14年1月11日施行）により、通学区域の設定を、当該高等学校を所管する教育委員会の判断に委ねることとされた。

その結果、全国で学区の拡大や全県1学区とする動きが広まった。

- 平成21年8月の栃木県教育委員会による全日制高等学校の通学区域に関する調査では、47都道府県のうち全県1学区が20都県、学区制度を設けているのは27都道府県である。その後、宮城県が平成22年度に全県1学区にしており、現在は、21都県が全県1学区となっている。
- また、全県1学区には至らないが、学区の拡大（学区数の削減）を行っている県もある。例えば、熊本県では8学区を3学区に（平成22年度）、鹿児島県では12学区を7学区に（平成23年度）に、それぞれ再編成している。

※ 全県1学区とした年度及び該当都県

全県1学区となった年度(平成22年度現在 21都県)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都道府県数	2	2	6	2	3	5	0	1

平成15年度：東京、和歌山

平成16年度：埼玉、福井

平成17年度：青森、秋田、茨城、神奈川、石川、奈良

平成18年度：滋賀、広島、

平成19年度：群馬、山梨、鳥取

平成20年度：新潟、静岡、島根、大分、宮崎

平成22年度：宮城

- 学区制度を設けている場合、学区を適用する学科は主として普通科だが、理数科などの普通系専門学科や総合学科であるが、専門学科にも適用している県もある。本県では、普通科のみに学区を適用し、専門学科及び総合学科は全県1学区である。他の道府県の状況は表のとおりである。

学区制度を適用している学科(平成22年度)

	普通科	総合学科	普通系専門学科	職業系専門学科
都道府県数	26	3	5	1

※ 適用学科が複数ある道府県もあるため合計は26になっていない。

(2) 各都道府県の今後の動き

- 全国的な傾向として、現在学区制度を設けていても、学区の数を減らしたり、学区外からの入学枠を拡大したりして、中学生や保護者の進学先の選択幅を拡大する方向で検討がなされており、再編整備計画の中で全県1学区制への変更を検討しているところもある。

学区数の変化

	平成12 年度	平成21 年度	平成22 年度
学区制度を設けている 都道府県数	47	27	26
学区数 全国平均 ※全県1学区は計算から除く	11.0	6.7	6.5